

## 【新型コロナウイルス感染症対策】

### 「ふじのくにシステム」と森町の対応について

令和2年6月15日

令和3年1月15日改定

令和3年8月12日改定

静岡県では、新型コロナウイルス感染症対策として、「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限を決定・公表するシステム」（ふじのくにシステム）を導入しています。

#### <ふじのくにシステム>

この「ふじのくにシステム」は、新型コロナウイルスの感染状況により、静岡県は、「現在がどの程度の『警戒レベル』にあるか、そのレベルにおいては、どういう『行動制限が必要か』」について、判断基準に基づいて判断・決定するシステムです。

#### <ふじのくにシステムと森町の対応>

森町では、この「ふじのくにシステム」と町有施設の利用制限をまとめた、「静岡県発表『6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限』と町有施設の利用（目安）について」（別添）を作成いたしましたので、今後の行動の目安としてください。

また、日常生活におきましても、「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。

#### <警戒レベルは毎週更新>

静岡県では、毎週金曜日に新型コロナウイルスの感染状況を「ふじのくにシステム」によって判定し、警戒レベルを更新しますので、別添資料を大切に保存していただきご活用願います。

## 「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」と町有施設の利用(目安)について

レベル	警戒レベル		基本的行動内容		町有施設の利用（目安）
	県内	県外	県内移動に関する行動制限	県境・国境を跨ぐ移動に関する行動制限	
6	【 <b>厳重警戒</b> 】		県内の感染状況を踏まえた不要不急の外出自粛や営業時間の短縮要請を含む必要な行動制限など	自粛の要請など	施設での感染防止対策を徹底し、 <b>開館（入館制限や入館者数の制限あり）。</b> ただし、 <b>感染状況によっては、閉館又は一部の業務に限って開館（開館時間の短縮を含む）。</b>
5	【 <b>特別警戒</b> 】 地域特性を考慮				
4	【 <b>警戒</b> 】	【 <b>警戒</b> 】	施設での感染防止対策を徹底 感染リスクの高い行為を回避 必要に応じて訪問自粛などの行動制限	県内者の県外への移動及び県外者の県内への移動については対象地域に応じて行動制限・注意を要請（注1）	施設での感染防止対策を徹底し、 <b>開館（入館制限や入館者数の制限あり）。</b> ただし、 <b>感染状況によっては、閉館又は一部の業務のみに限って開館。</b>
3	【 <b>注意</b> 】 【一部警戒】	【 <b>警戒</b> 】			3密の回避を含む「新しい生活様式」を徹底し、 <b>開館（入館制限も行う）</b>
2	【 <b>注意</b> 】	【 <b>注意</b> 】	3密の回避を含む「新しい生活様式」の徹底	3密の回避を含む「新しい生活様式」を心がけ、 <b>開館（場合により入館制限も行う）</b>	
1	【 <b>ほぼ日常</b> 】	【 <b>注意</b> 】	3密を極力回避。基本的な感染対策（注2）の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染弱者へ配慮		
1-1	【 <b>ほぼ日常</b> 】	【 <b>ほぼ日常</b> 】	3密をできる限り回避。基本的な感染対策の励行。感染弱者へ配慮	3密をできる限り回避 <b>基本的な感染対策の励行をし、開館</b>	
1 0-1	【 <b>日常</b> 】	【 <b>日常</b> 】 (出入国制限あり)	県内に関する行動制限無し	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	通常どおり開館
	【 <b>日常</b> 】	【 <b>日常</b> 】	国内・国外のどことの関係でも行動制限無し		

(注1) 県が更新・発表する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断

(注2) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど

※ 感染レベル低位の対策は、より高位のレベルでの対策に含まれる